

令和元年度報告に関する対応状況

1 いじめ対策担当教諭について

(1) いじめ対策担当教諭の有効活用について

- ・ホームページ、学校だより、PTA総会、地域の関係機関の会議、学校・保護者・地域の意見交換の場の活用により、いじめ対策担当教諭の役割の周知を図った。
- ・いじめ対策担当教諭を教務主任、学年主任及び学級担任と兼務させないことや、授業時間を週10時間程度とするなどの適切な配慮を行うよう学校に周知を図っている。
- ・全ての中学校等へのいじめ対策担当教諭の配置を継続するとともに小学校については段階的に拡充を図っている。

(2) 教員の質の確保について

- ・全ての教員がいじめ対策に関する研修会を定期的かつ実践的に受講できるように研修体系を構築し、いじめ事例に対する具体的な対応方法を学んだり、事例の検討などを行ったりする研修内容の充実を図った。
- ・教員の育成指標(教員の力量構成要素)に「いじめ防止・いじめ対応」の項目を独立させ、いじめへの対応に係る教員の経験年数に応じて求められる姿を明確にした。
- ・具体的な事例と対応方法を盛り込んだ「児童生徒が安心して学校生活を送るためのいじめ対策ハンドブック」の改訂を行った。

(3) いじめに関する情報共有について

- ・学校間の適切な情報共有の方法が盛り込まれた「児童生徒が安心して学校生活を送るためのいじめ対策ハンドブック」を活用するとともに、所属校種を超えて適切な引継ぎや情報共有を図るよう、学校に周知を図った。

2 学校におけるアンケート調査について

(1) アンケート調査の実施について

- ・一人一台の端末の整備を念頭にメール等を活用した利点や課題などを踏まえた検討をさらに進めていく。
- ・「いじめ実態把握調査」の調査項目を精選し、データ入力等の作業負担の軽減を図るよう検討を進めている。
- ・教育委員会による学校訪問や研修の機会をとらえ、アンケート本来の意義等について啓発を図った。

(2) いじめ認知後の対応について

- ・教育委員会による学校訪問や研修の機会等において、いじめ認知後の迅速かつ適切な対応について啓発を図った。
- ・対応が困難な事案発生時に教育委員会から職員派遣を行った。
- ・具体的な事例と対応方法を盛り込んだ「児童生徒が安心して学校生活を送るためのいじめ対策ハンドブック」を改訂し、より一層の周知徹底を図った。

3 いじめ相談の多様なあり方について

- ・子どもが見せる気になるサインを掲載するとともに、いじめの相談やその他子どもに関する窓口を紹介するリーフレットを全市立学校の児童生徒と保護者に配布するなど、広報周知に努めた。
- ・いじめに係る相談について、教育委員会、学校と市役所内の相談窓口で情報を共有する枠組みを構築し、運用を行っている。
- ・法律や心理など専門的な知見を有する第三者を中心とした相談窓口「仙台市いじめ等相談支援室 S-KET」を開設し、相談者に寄り添いながら、いじめの解決に向けて対応している。

